

ID: 64

担当部署: 健康福祉部 社会福祉課

処分の概要	登録の取消し		
例規名 根拠条項	真岡市基準該当障害福祉サービス事業者の登録等に関する規則 第11条		
例規番号	平成21年規則第15号		
<p><b>【基準】</b>  第11条の規定による。  (登録の取消し)  第11条 市長は、登録事業者が次の各号のいずれかに該当する場合には、第3条の登録を取り消すものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 指定障害福祉サービス事業者の指定を受けたとき。</li> <li>(2) 第3条第2項に規定する基準を満たすことができなくなったとき。</li> <li>(3) 不正の手段により第3条に規定する登録を受けたとき。</li> <li>(4) 特例介護給付費等の請求について不正があったとき。</li> <li>(5) 登録事業者等が前条第1項の規定により報告又は帳簿書類の提出若しくは提示を命ぜられてこれに従わず、又は虚偽の報告をしたとき。</li> <li>(6) 登録事業者等が前条第1項の規定により出頭を求められてこれに応ぜず、同項の規定による質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。ただし、登録事業者の従業者がその行為をした場合において、その行為を防止するため、当該登録事業者が相当の注意及び監督を尽くしたときを除く。</li> </ol>			
備考			
設定年月日	令和3年4月7日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 66

担当部署: 健康福祉部 社会福祉課

処分の概要	助成金の返還		
例規名 根拠条項	真岡市重度心身障害者医療費助成条例 第6条		
例規番号	昭和48年条例第20号		
<b>【基準】</b> 第6条の規定による。 (助成金の返還) 第6条 市長は、偽りその他不正な行為により、第4条に定める助成を受けた者があるときは、その者から当該助成した金額の全部又は一部を返還させることができる。			
備考			
設定年月日	令和3年4月7日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 83

担当部署: 健康福祉部 社会福祉課

処分の概要	手当の返還		
例規名 根拠条項	真岡市特定患者福祉手当支給条例 第8条		
例規番号	昭和51年条例第26号		
<p><b>【基準】</b>  第8条の規定による。  (手当の返還)  第8条 市長は、いつわり、その他不正な行為により手当の支給を受けた者があるときは、支給した手当の全部又は一部を返還させることができる。</p>			
備考			
設定年月日	令和3年4月7日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 85

担当部署: 健康福祉部 社会福祉課

処分の概要	手当の支給制限		
例規名 根拠条項	真岡市精神障害者福祉手当支給条例 第6条		
例規番号	昭和57年条例第4号		
<b>【基準】</b> 第6条の規定による。 (手当の支給制限) 第6条 市長は、受給者が障害者の保護を怠ったと認めたときは、手当を支給しないことができる。			
備考			
設定年月日	令和3年4月7日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 87

担当部署: 健康福祉部 社会福祉課

処分の概要	手当の返還		
例規名 根拠条項	真岡市精神障害者福祉手当支給条例 第8条		
例規番号	昭和57年条例第4号		
<p><b>【基準】</b>  第8条の規定による。  (手当の返還)  第8条 市長は、いつわり又は不正な行為により手当の支給を受けた者に対し、支給した手当の全部又は一部を返還させることができる。</p>			
備考			
設定年月日	令和3年4月7日	最終変更年月日	年 月 日